

徳島県収用委員会規則第一号

徳島県収用委員会運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年五月二十日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

徳島県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

徳島県収用委員会運営規則（平成三十一年徳島県収用委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項及び第三項中「会議」の下に「又は審理」を加える。

第十七条を第十八条とし、第十六条の次に次の一条を加える。

（土地所有者等の審理への出席の特例等）

- 第十七条 審理の開催に際し、配偶者からの暴力、ストーカー行為その他特別の事情により当該審理の開催場所への参集が困難な土地所有者等（法第四十六条第二項の規定による審理に係る通知を受けた者をいう。）がある場合において、委員会が認めるときは、当該土地所有者等は、オンラインによって当該審理に出席することができる。
- 2 前項の規定によりオンラインによって審理に出席する者は、委員会が指定する場所及び機器を使用することとし、当該場所には事務局員が立ち会うものとする。
- 3 法第六十五条第一項第一号又は第二号の規定による命令を受けて出頭する者については、前二項の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。